○議長（筱岡貞郎）休憩前に引き続き会議を開きます。

亀山彰議員。

〔24番亀山　彰議員登壇〕

○24番（亀山　彰）本日のラストバッターです。よろしくお願いいたします。

線状降水帯による災害に見舞われた方々に、私からもお見舞い申し上げ、一日も早い復旧・復興を願います。

まず、災害時の避難所運営について伺います。

令和６年１月１日の能登半島地震では、本県でも最大震度５強を観測し、県内全市町村で計417か所の避難所が開設されました。富山は災害が少ないという安全神話は、完全に瓦解しました。

いつ、どこで大規模地震が発生してもおかしくない今、起きる前にどこまで質の高い準備を完了させておくかが問われています。台湾花蓮地震では、発災から２時間以内に学校などを活用した緊急避難所が立ち上がり、プライバシー空間や温かい食事、医療支援が迅速に提供されました。

一方、能登半島地震では、避難所の開設スピード、衛生・トイレ対策、プライバシー確保など、多くの課題が噴出しました。現場の県民からは、雑魚寝で高齢者の体が限界を迎える、衛生的なトイレが不足し水分を控え体調を崩す、女性や子供が安心して過ごせる個室空間がないといった切実な声が上がっていました。

避難所生活の負担から生じる災害関連死を未然に防ぐことは、行政の最優先責務です。能登半島地震を経験した本県こそ、避難所環境の抜本的底上げに取り組むべきです。

以下５点について伺います。

第１に、大規模災害時に、どの避難所を、誰が、いつ開設、運営するのか、県、市町村、各避難所のタイムライン、マニュアルの整備状況はどうなっているのでしょうか。また、実効性ある運営体制を構築するため、情報共有の状況はどうか、中林危機管理局長に伺います。

第２に、段ボールベッド、簡易トイレ、パーティション、衛生用品、発電機、冷暖房機器など、備蓄品について、県として備蓄数量、保管場所と、発災時に各避難所へ何時間以内に配送できる計画か、中林危機管理局長に具体的にお示しいただきたいと思います。

第３に、避難所の質の基準です。

十分なベッドやトイレ、衛生管理、プライバシー、冷暖房の整備、福祉避難所への輸送体制など、これだけは必ず整備するという最低限の基準として、富山県版避難所環境標準仕様、ガイドラインを市町村と連携して作成する考えがありますか、中林危機管理局長の御所見を伺います。

第４に、施設管理の見える化と支援です。

立山町では、釜ヶ渕小学校体育館を除き、避難所のエアコン整備が進んでいますが、県内のほかの市町村では対応に偏りがあります。

県内全指定避難所の空調、トイレ、電源、給水設備などの現状を把握、可視化し、整備が遅れている市町村に、県として財政支援を行うべきと考えますが、中林危機管理局長に御所見を伺います。

第５に、先月８月27日から富山県を襲った記録的な大雨災害を新たな教訓として受け止めなければなりません。

氷見市に大雨特別警報が出され、高岡市、氷見市、小矢部市、射水市に災害救助法が適用されるなど、大きな影響が出ました。今回

の災害を振り返りますと、地震だけではなく、大雨、洪水、土砂災害など、災害の種類によって、避難のタイミングや避難先、避難所の開設、運営方法も異なります。

そこで、今回の豪雨を検証材料として、県として、市町村における避難所の開設、避難者の受入れ、情報伝達、物資の供給、トイレや空調などの生活環境、避難所閉鎖後の対応まで、実際にどう機能したのか検証する必要があると考えます。

県は、避難所運営について、どのような課題があったと認識しているのでしょうか。また、今回新たになった課題を、今後の避難所運営マニュアルやタイムライン、備蓄物資搬送計画、さらには避難所環境の標準仕様にどのように反映していくのか、中林危機管理局長に伺います。

次に、身寄りのない高齢者や独り暮らし高齢者の住まいと生活支援を支える公的仕組みの構築について伺います。

現在、富山県内にはケアハウス、軽費老人ホームが21施設、定員1,219人分整備されており、中新川郡でも立山町のルミナスたてやま、定員50人などが重要な役割を果たしています。

しかし、少子高齢化に伴い、子供たちが県外に在住している、あるいは親族がいない単身高齢者が増えることが見込まれます。

要介護前の独居生活に不安を抱える方や、経済的理由から民間施設の利用が困難な方に対し、安心して暮らせる公的住まいの確保は重要です。県内には、ケアハウスのほか、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などがありますが、それぞれの役割や入所条件が異なります。

県内のケアハウスをはじめとする高齢者福祉施設について、今後

の高齢者人口ピークを見据えたとき、将来的な受皿は十分であると認識されていますか。現状の課題と今後の見通しについて、滑川厚生部長にお伺いいたします。

さらに深刻化するのが、身寄りのない高齢者への対応です。

身寄りがない場合、住居の確保だけでなく、入院手続、介護サービスの契約、日常の金銭管理、終末期から死後の手続まで、多岐にわたる課題が発生します。もはや、民間事業者や善意の地域住民だけに依存する限界は明らかです。

県や市町村が一定の責任を持ち、公的な住まいと包括的な生活支援を一体的に提供する仕組みが必要です。民間施設を支援するにとどまらず、県自ら県立の高齢者向け住宅、福祉施設を整備するなど、県と市町村が連携した公的住まいの創出について検討する考えはありませんか。

身寄りがなくても、元気なうちは公的ケアハウスなどで安心して自立生活を送り、要介護化すれば、介護、医療へ接続し、みとりまで行政が伴走する、住まいと尊厳ある人生の終末を一体的に支える公的セーフティーネットの構築こそ、超高齢化社会における県の責務と考えますが、新田知事の御所見を伺います。

次に、富山マラソンの大会運営について伺います。

先日、県外視察研修でぐんまマラソンの取組を伺いました。同大会は、本県と同規模ですが、前日受付を置かず、計測チップを事前郵送し当日参加を可能にするなど、ランナーの利便性を重視しています。また、発着地点が同じことなども、参加のしやすさにつながっています。

富山マラソンは、観光振興、宿泊促進を重視していますが、ラン

ナー視点からでの走りやすさ、参加しやすさも重要です。観光促進は大会前後の滞在でアプローチし、まずは参加しやすい大会として魅力を高める、発想の転換が必要ではないでしょうか。

受付の在り方や計測チップの事前送付などについて、他県の運営や知見を参考に、ランナー目線に立った見直しを検討する考えはありませんか。また、交通規制の課題もあるものの、利便性の向上や運営効率化の観点から、富山市内を発着とする新たなコース設定を検討してはいかがでしょうか、杉田生活環境文化部長にお伺いいたします。

次に、地域の活性化について３問伺います。

まず、都市計画区域の見直しについて伺います。

山間部など、地形や土地利用の状況から、都市計画区域から外れている地域があります。

現在進められている都市計画区域マスタープランの見直しでも、区域の見直しはありませんでした。その合理性は理解しますが、中には、かつて小学校があり、地域の中心として歴史と文化を育んできた場所もあります。人口減少や少子高齢化が進む中でも、住民が暮らし、地域コミュニティーが維持されています。人口減少地域だからこそ、県として維持活性化する施策を積極的に講ずるべきではないでしょうか。

都市計画区域から外れることで、計画的なまちづくりの対象から除外され、この地域は将来縮小していく地域という負のメッセージにならないか懸念しています。私は、区域外とすること自体を否定するわけではありません。問題は、人口が減っているから外すという消極的な発想となっていないかということです。

人口減少地域だからこそ、道路、公共交通、生活基盤、住宅、産業、観光、コミュニティーを総合的に捉え、地域を守る必要があります。区域から外れている地域を、県は縮小していく地域ではなく、今後も維持活性化していく対象と考えているのか、将来像をどう描いているのでしょうか。

そこで伺います。

都市計画区域に含まれる地域と含まれない地域を分けた具体的な基準は何でしょうか。人口推移や土地利用だけでなく、地域の役割、学校、公共施設、コミュニティーの活力、地域振興の可能性をどう評価されたのでしょうか。また、今後、地域の実情や住民の声を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直す考えがあるか、川上土木部長に伺います。

制度指定から外れた人口減少地域への新たな支援策について伺います。

私は、これまで、立山町全域を中山間地域として認めるよう、当時の横田副知事に要望してまいりました。常願寺川右岸地域など、人口減少率や高齢化率を示し、実態として中山間地域と同等の課題を抱えていることを訴えましたが、制度上の要件から全域の指定は難しいとの回答でした。

しかし、人口減少は待ってくれません。若者が減り、高齢化が進む中、自治会運営、農地保全、生活道路、公共交通、除雪、防災など、地域社会の存続が限界に直面しています。

中山間地域の指定外となれば、住民は制度の隙間に置き去りにされます。人口減少対策には、こうした指定から外れた隙間地域を支える視点が必要です。

そこで、県に具体的に提案いたします。

立山町のように、深刻な人口減少地域を抱えながら、中山間地域指定から外れている地域について、辺地対策事業債、過疎対策事業債などの財政支援や、農村ＲＭＯ事業などの地域に対する支援など、既存制度を戦略的に組み合わせた人口減少地域モデルを構築し、国に提案してはどうでしょうか。立山町をモデルに、制度上の過疎、中山間地域に該当しないが、実態として同様の課題を抱える地域にも支援が行き届くよう、新たな特例措置や制度拡充を国に働きかけるべきです。

これは立山町のみならず、将来的に県内各地で直面する共通の課題です。指定地域を支援する従来の発想を超え、指定外であっても実態が厳しい地域を支援する新しい仕組みを富山県から発信する必要があります。

立山町などをモデル地域として、制度のはざまに置かれた人口減少地域に対する総合的な支援策を県独自に検討するとともに、県として国へ積極的に制度提案を行う考えがないか、塗師木地方創生局長に前向きな答弁を求めます。

最後に、高校再編と県立高校の適正配置について伺います。

現在、新時代とやまハイスクール構想の下、県立高校の在り方が検討されています。一方、中学校卒業者数が減少する中、富山市や高岡市の私立高校では、公私比率の撤廃や授業料無償化を受け、募集定員を維持、拡大する動きもあります。

ここに課題があります。

全体の生徒数が減る中、都市部の私立高校の募集枠が維持され、さらに県立高校まで都市部に集中すれば、郊外や中山間地域から生

徒が流出し、地域間の教育格差が広がるのではないでしょうか。都市機能を一定程度集約する考えは理解できます。しかし、教育機会まで都市部に集中させれば、郊外や中山間地域から若者が姿を消し、地域の衰退を招きます。県内で、都市部への高校集中を加速させることは、地方創生の逆を行うものではありませんか。

高校は単なる教育施設ではありません。高校生が地域にいることで、公共交通や商店街が利用され、地域行事や伝統行事にも若者の活力が注がれます。学校は、地域コミュニティーと活力を支える要です。

立山町の布橋灌頂会には、雄山高校生が50人手伝ってくださいます。今年は、西副知事も参加されると聞いております。一方で、芦峅寺集落では、元旦初詣が６時からとなっております。これは、少子高齢化、人口減少等の影響によるものであり、地域の高校の存在はやはり重要です。３年に一度の布橋灌頂会を今後も継承していくためには、八尾のおわら同様、地元立山町にある雄山高校生の協力が不可欠であります。

県立高校の再編、定員配置では、生徒数の推移だけでなく、私立高校の動向、都市部への集中とならない地域バランス、高校が地域振興に果たす役割を十分考慮すべきです。新時代とやまハイスクール構想検討会議においても、教育だけでなく、地域政策、都市政策の視点を踏まえた議論が必要です。

廣島教育長に見解を伺い、私の質問を終わります。

○議長（筱岡貞郎）新田知事。

〔新田八朗知事登壇〕

○知事（新田八朗）亀山彰議員の高齢者の住まいと生活支援などにつ

いての御質問にお答えします。

人口減少が止まりませんが、一方で世帯数は増えています。御高齢の方の独居が増えているのだと思います。その中には、議員御指摘のように身寄りのない方もおられるのだと思います。そういった方々も住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようにするのが、私たちの務めだと思っております。

その上で、住まいと生活支援の確保が重要な課題だと捉えております。県ではこれまでも、医療・介護、住まい、生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいりました。支援が必要な方を地域全体で支えるケアネット活動なども進めてきたところです。

ただ、少子高齢化がどんどん進んでいく中、頼れる身寄りのない独り暮らし高齢者の増加が見込まれることから、議員御指摘のとおり、民間サービスや地域による支え合いなど、従来の社会資源だけでは十分な対応が困難になることが予想されます。

このため、国でも支援体制の法整備を進めておられまして、今年６月に社会福祉法が改正されました。これにより、身寄りのない高齢者などからの相談対応について、地域包括支援センターによる包括的支援事業の相談対象とすることが明確になりました。また、日常生活の支援、病院や施設への入院、入所の手続の支援、葬儀や納骨など亡くなった後の事務の支援を無料または低額で提供する事業が第２種社会福祉事業として位置づけられました。このような法整備が進んでいるということです。

また、住まいについては、昨年10月に改正住宅セーフティネット法が施行され、居住支援法人などが入居者の安否確認や見守り、適

切な福祉サービスへのつなぎを行う居住サポート住宅制度が創設されました。ぜひ、こうした取組を推進していきたいと思いますが、９月11日の時点で、この居住サポート住宅の登録は１戸となっております。法改正による制度の内容を周知していきたいと考えております。

県としても、市町村や関係団体と連携しながら、新たなこの制度をはじめとする身寄りのない高齢者などへの支援体制が着実に機能し、公的なセーフティーネットとしての役割を十分に果たせるよう取り組んで、地域包括ケアシステムをしっかりと充実させていきたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（筱岡貞郎）中林危機管理局長。

〔中林　昇危機管理局長登壇〕

○危機管理局長（中林　昇）私からは、５つの質問にお答えします。

１つ目が、避難所の開設、運営に関するマニュアル等の整備状況及びその共有についてです。

避難所の開設、運営は、災害対策基本法や地域防災計画に基づき、まずは市町村が主体となって実施します。

県では、令和６年能登半島地震の災害対応検証を踏まえ、令和７年３月に避難所運営マニュアル策定指針を改定しました。初動から撤収までの各段階における留意点や、トイレ、食事、ベッド、入浴等の生活環境、要配慮者への配慮、男女共同参画の視点などを盛り込みました。

一方、県内市町村では、おのおのの地域防災計画や避難所運営マニュアル等により、避難所の開設、避難者の受入れ、運営体制、物

資の受入れ、閉鎖までの基本的な手順を定めています。独自の避難所運営マニュアルが未整備の市町村もありますが、県の策定指針等を活用し、各地域の実情に応じたマニュアルの整備や見直し、訓練を通じた実効性の確認が進むよう、県として引き続き助言していきます。

関係者によるマニュアル等の共有は行われているものの、訓練の実施など、共有のレベルは地域差があると認識しています。大規模災害時において、円滑な避難所開設及び運営には、どの避難所を、誰が、いつ、どのような手順で開設し、運営するのかを、施設管理者、市町村職員、自主防災組織、防災士、地域住民の方々が事前に共有し、訓練を通じて確認しておくことが重要です。

県としては、地区防災計画の策定支援や、自主防災組織の訓練支援、防災士の養成研修等を通じ、関係者間の役割分担や初動対応の確認を促し、避難所が速やかに開設、運営されるよう支援していきます。

次に、２つ目の県が保管している備蓄品の数量、配送計画などについてです。

県では、市町村による避難所運営を支援するため、資機材として、トイレカー１台、自動ラップ式トイレ38基、トイレ用小型テント50基、炊き出し用資機材８セット、段ボールベッド200基、折り畳み簡易ベッド200基、段ボールパーティション400基、パーティション型テント400基のほか、水循環型シャワー４台、発電機10台、マスク７万枚などを保有しております。

また、冷暖房器具については、県教育委員会において、避難所の機能強化として、県立学校体育館に計画的に空調を整備しているほ

か、市町村に対しても国交付金の活用を促し、整備を働きかけています。

備蓄品の保管場所は、市町村の意見も伺いながら、県内の避難所などにバランスよく配備しています。

配送については、県が各避難所へ一律に何時間以内に配送するという計画ではなく、災害発生から72時間以内に、関係団体と連携して県物資拠点の運営を開始し、原則として市町村の物資拠点を経由して指定避難所へ配送することとしております。なお、配送時間は被災状況等により異なりますが、県としては、国のプッシュ型支援や民間団体との協定も活用し、物流団体との連携強化や訓練を通じ、物資供給体制の実効性向上に努めます。

次に、３つ目の避難所環境ガイドラインについてです。

議員御指摘のとおり、避難所におけるベッドやトイレの確保、衛生管理、プライバシーの保護、冷暖房の整備、要配慮者の福祉避難所への移送体制など、生活環境の質を高めることは、災害関連死の抑止の観点からも大変重要であると認識しています。

このため、県では、令和７年３月に避難所運営マニュアル策定指針の改定に当たり、スフィア基準も参考に、居住スペースは避難者一人当たり3.5平方メートル以上、トイレは発災初期段階では50人に１基、中期段階では20人に１基とすること、女性用と男性用の割合を３対１とすること、仮設トイレの快適トイレ仕様やバリアフリー化、要配慮者への対応、福祉避難所の開設など、市町村の参考となる考え方を示しています。

一方で、避難所の規模や設備、地域特性、災害リスクは地域ごとに異なり、県が全ての避難所に一律の数値基準を直ちに適用するこ

とには課題があると考えております。また、資機材や備蓄も、市町村の備えを基本に、県、国、民間事業者の支援を組み合わせて対応する必要があります。

県としては、既に改定した避難所運営マニュアル策定指針を、県内市町村が避難所環境を点検、改善する際の共通の目安として活用していただきたいと思っております。

引き続き、避難所を中心とした避難生活のあり方プロジェクトチームや、防災士等の研修、訓練の場を通じ、避難所の生活環境の改善向上に向けた課題を共有し、必要に応じて内容の充実や分かりやすさについて検討していきます。

次に、４つ目の指定避難所の設備の整備等についてです。

指定避難所における空調設備等の保有状況を把握し、可視化することは、避難所の生活環境改善を進める上で有効です。

一方で、避難所の環境改善は、地域防災計画に基づき、まずは市町村が主体となり、財政状況や地域の実情を踏まえて計画的に取り組むものと承知しています。県としては、市町村に対し、国の支援制度の積極的な活用を促し、避難所の生活環境改善を働きかけてきました。先般、知事からあかま内閣府特命担当大臣に対し、避難所の空調設備整備が進むよう、補助率や上限額の拡充など、国による財政措置のさらなる充実を要望したところです。

県においても、トイレカーや水循環型シャワー、段ボールベッド等を保有し、発災時に迅速に活用ができるよう、県内指定避難所等へのバランスのよい配備に努めております。さらに、トイレカーや水循環型シャワーについては、民間団体のネットワークにも加盟し、県内被災時に支援を受けられる体制を整えるとともに、自主防災組

織や指定避難所等に指定されている施設を保有する民間事業者に対する資機材整備を支援しています。

県としては、市町村の指定避難所の設備状況等について、既存調査や地域防災計画等も活用しながら、把握及び可視化に努めます。そして、県全体で大きな偏りが生じないよう課題を共有し、国交付金等の活用を基本としつつ、県の支援策も活用し、地域の実情やニーズを踏まえた必要な対応を行ってまいります。

最後に避難所運営の課題とその改善についてです。

県では、先月27日の線状降水帯発生を受け、災害対策本部を自動設置しました。その後、速やかに氷見市を含む県西部４市に災害救助法を適用しました。また、４市には県リエゾンを即時派遣し、特に氷見市では、リエゾンを通じて避難所運営も含めた情報共有や支援調整等を行いました。

さらに、29日には、内閣府防災のリエゾンと共に避難所を訪問し、運営責任者や保健師等から直接ヒアリングを行い、避難所の状況把握に努めています。その結果、感染症予防のための空気清浄機や、避難住民からニーズが高かったお弁当や温かい食事の提供などの手配を迅速に行いました。

今回の豪雨対応は現在も継続中であり、現時点ではその総括的な検証を行っていないものの、避難所では時間の経過とともに必要な支援が変化します。

現場の状況を確認し、真に必要な支援を見極め、資機材の確保や食事の提供などについて、平時から関係団体と連携しておくことの重要性を改めて認識しました。加えて、内閣府防災からは、避難所運営は行政だけで担うのではなく、初期段階から防災士等との連携

が重要という指摘も受けました。

県としては、今回の経験から得られた気づきも踏まえ、引き続き関係機関と連携し、訓練を通じた職員の災害対応力の向上、防災士や自主防災組織の研修の充実、民間団体との協定の実効性の確保などに取り組み、円滑な避難所運営と環境改善につなげてまいります。

○議長（筱岡貞郎）滑川厚生部長。

〔滑川哲宏厚生部長登壇〕

○厚生部長（滑川哲宏）私からは、高齢者福祉施設に関しての御質問にお答えいたします。

高齢者福祉施設の入所定員総数や施設整備の目標数については、介護保険の対象施設は、市町村等県内９の保険者が今後の介護サービス見込み量に基づき設定した数値を積み上げるなど、県全体の数値を県の介護保険事業支援計画に定めているところでございます。

県内の高齢者福祉施設の現在の利用状況を見ると、養護老人ホームやケアハウスなど、比較的自立した高齢者が利用される福祉施設については、近年、定員、入所者はいずれも減少しまして、入所率も令和７年３月末現在で86％となっております。また、特別養護老人ホームについては、入所待機者数は平成25年がピークでしたけれども、その後減少しまして、昨年４月の時点では約1,500名となっております。この待機者には、有料老人ホーム等に現在入所しておられる方が43％含まれているほか、将来に備えて申し込んでおられる方なども含まれているところでございます。

高齢者の住まい全体としては、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームなど、選択肢が広がっておりまして、総じて大きな不足が生じている状況にはないものの、施設の種別によって差が見ら

れる状況にございます。

また、県の第９期介護保険事業支援計画の策定時の推計によると、介護ニーズの高い85歳以上の高齢者や独り暮らしの高齢者の増加に伴い、施設サービスの見込み量についても、2040年度にかけて増加するものの、その後は減少に転じるものと見込まれております。

県といたしましては、今年度策定を進めております第10期の計画におきまして、各保険者が推計する介護サービスの見込み量や定員数を把握しまして、広域的な需給状況や将来的な人口減少を念頭に、中長期的な需給バランスも勘案しながら、必要なサービス基盤の確保に努めてまいります。

私からは以上です。

○議長（筱岡貞郎）杉田生活環境文化部長。

〔杉田　聡生活環境文化部長登壇〕

○生活環境文化部長（杉田　聡）私からは、富山マラソンに関する質問にお答えいたします。

今年で第11回を迎える富山マラソンは、宿泊や観光などによる経済効果のみならず、ランナーやボランティア、応援する方など、大会に関わる全ての方々がそれぞれの幸せを実感できる大会を目指し、毎年改善を重ね、開催してきております。

議員から提案のありましたランナーの受付を当日に行うことについては、小規模な大会では可能でありますが、１万3,000人規模の富山マラソンでは難しいのが実情でございます。一方、受付に代えて、ゼッケンや計測チップなどを事前送付する方法については、他県の大会で導入事例が増えてきております。こうした状況も踏まえまして、導入している大会の状況を聞き取るとともに、大会収支、

経済効果への影響などに関する調査を開始したところでございます。今後、その結果を実行委員会で報告した上で、来年以降の大会運営に向け、協議いただきたいと考えております。

また、コースの設定に当たりましては、交通規制への影響をはじめ、経費面などの大会運営への影響、ランナーにとってのコースの魅力、さらにボランティアの配置や従事する時間への影響、沿道での応援のしやすさといったことについて、総合的に勘案して決定しているところでございます。

日本陸連からのコース公認を５年ごとに受けておりまして、直近の2025年の公認申請に当たっても、富山市内を発着点とする案を含めた複数案について、実行委員会で議論の上、承認いただいたものでございます。次回の更新の2030大会以降についても、こうした点を踏まえた複数の案を比較検討の上、決定したいと考えております。

今後とも、大会開催に携わる沿線市、関係団体、協賛企業などと連携して、より魅力的な大会となるよう取り組んでまいります。

以上です。

○議長（筱岡貞郎）川上土木部長。

〔川上孝裕土木部長登壇〕

○土木部長（川上孝裕）私からは、都市計画区域についての御質問にお答えします。

都市計画区域は、都市計画法や国が定める運用指針におきまして、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域で、人口、土地利用の現況や将来の見通し、地形などの自然的条件、主要な交通施設の配置の状況、社会的、経済的な区域の一体性などを総合的に勘案して指定することとされております。

都市計画区域を変更した直近の事例としましては、市町村合併に伴い、平成25年から28年にかけて、従前の21の都市計画区域を14の区域に統合しております。この統合に併せて、例えば富山南都市計画区域では、旧婦中町の平野部で、以前から宅地開発や沿道商業開発など都市的土地利用の進展が見られた一部区域を都市計画区域に編入いたしました。また、黒部、砺波、南砺の各都市計画区域においても同様に、一部区域を新たにそれぞれの区域に編入しております。

現時点では、都市計画区域外におきまして、直ちに区域を広げる必要があるほど顕著な土地利用の進展はないと認識しておりますが、今後、見直しの必要が生じた場合には、将来の人口の推移や土地利用の動向、交通基盤の整備状況などを踏まえて検討するほか、議員御指摘の地域の実情、今後の地域振興の可能性についても、市町村や地域住民の御意見を聞きながら考慮の上、また、市町村が定める都市マスタープランも踏まえ、適時適切に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（筱岡貞郎）塗師木地方創生局長。

〔塗師木太一地方創生局長登壇〕

○地方創生局長（塗師木太一）私からは、人口減少地域に対する支援について御答弁申し上げます。

本県では、中山間条例第２条の規定により、自然条件や地理的条件が不利な地域に対して、地域振興に関する国の法律などにより定義された地域を中山間地域として指定し、中山間地域創生総合戦略に基づく施策を展開しているところでございます。

一方で、議員から御指摘いただいたとおり、中山間地域に該当し

ない地域であっても、人口減少、高齢化に伴う担い手不足や生活サービスの維持などの課題を抱える地域があることは事実でございますので、こうした地域を支えていくことは重要であると考えております。

このため、県としましては、中山間地域以外の地域に対しても様々な支援を行っておりまして、例えば、移住者の受入れに意欲のある地域をモデル地域に選定し、受入れ計画の策定、実施から施設整備まで、ソフト、ハードにわたる支援を行っているところでございます。また、持続可能な田園地域づくりに向けたビジョンづくりやなりわい創出の実証ですとか、関係人口の創出に向けた事業など、地域の実情や取組段階に応じた多様なメニューを用意して支援しているところでございます。

あわせて、国の予算を活用した農村ＲＭＯモデル形成事業についても、立山町釜ヶ渕地区で活用いただき、地域産品の活用や農家民泊などに取り組まれているところでございます。また、議員からもお話ございました辺地対策事業債は非常に有利な制度になっておりますけれども、立山町芦峅寺地区などでも活用いただけるところでございます。こうした様々な施策について、町や地域からの相談に応じて丁寧に対応いたしまして、支援につなげてまいりたいと思います。

持続可能な地域づくりに向けては、それぞれの地域の課題を踏まえ、必要な支援につなげていくことが重要であると考えております。

議員からお話しいただきました国への要望に関しましても、まず具体的な課題を伺いまして、その課題を解決するための方策や提案を考えていくことが必要であると考えております。しっかりと地域

の課題や現場の声を伺いまして、国に要望するとしたらどういった要望が考えられるのか、また、県として、こういった課題に対する解決策としてどのような支援が考えられるのか、現場の声にも耳を傾けて、検討してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（筱岡貞郎）廣島教育長。

〔廣島伸一教育長登壇〕

○教育長（廣島伸一）高校再編における地域政策の視点に関してお答えいたします。

授業料の実質無償化の影響や進路選択の多様化から、私立高校への進学者が増加しております。充足率を満たした高校の募集定員が増える状況でございます。こうした状況も踏まえまして、県立高校にどのような教育が必要かなど、将来を見据えた教育的な観点から議論を重ね、様々な教育内容と学校規模を組み合わせた特色ある新時代ハイスクールを県内にバランスよく配置し、生徒に多様な選択肢を提供することを基本とした新時代とやまハイスクール構想に取り組むこととしております。

本県の全ての県立高校は、これまで地域の皆様の協力もいただきながら、提供する教育の充実に努めてきております。生徒がふるさとに誇りと愛着を持ちながら、様々な関係者と協働して学びを深められることが、今後も大切になります。

このため、第２期に設置を目指すこととしている地域共創ハイスクールでは、地元の企業や自治体が抱える課題の解決を図る探究活動など、生徒が学ぶ意味を見いだし、その生徒の発想と地域の特性等を掛け合わせた学びを提供できるよう、現在、各高校で行われて

いる地域と連携した教育活動を充実させる観点で地域共創ハイスクールにつなげていきたいと考えております。

県教育委員会としましては、今後、再構築ガイドラインを取りまとめ、構想の実施方針とともに、これを羅針盤としまして、こどもまんなかの視点を中心に据えて、各期の新時代ハイスクールの姿を描きながら、県内にバランスよく配置し、生徒への多様な選択肢の提供につなげてまいります。

以上でございます。

○議長（筱岡貞郎）以上で亀山彰議員の質問は終了しました。

以上をもって本日の一般質問、質疑を終了いたします。

○議長（筱岡貞郎）次にお諮りいたします。

議案調査のため、明９月16日は休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（筱岡貞郎）御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の本会議は９月17日に再開し、各議員による県政一般に対する質問並びに提出案件に対する質疑を行いますとともに、議会運営委員会を開催いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後３時49分散会